

四

三

—  
—

省事二条券

## 用 振 替 法 の 適

の法發号名  
条律行称  
項及の及  
び根ひ  
そ拠記

財務省告示第三百四十七号  
國債の發行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
令第三十号）第五条第十ー項及び政府資金調達  
務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五  
十一項の規定に基づき、平成二十八年十一月  
十一日に發行した割引短期國債及び政府短期証  
の發行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十八年十二月八日

## 六

イ  
發入価  
札格行  
發競  
行爭額口  
行  
入  
・別債  
札格第參市  
發競 I 加場争非者特國  
入価法入  
札格決  
發競定  
行爭の

十いづ第一項十び財十は発四う億額  
 九てき百項、三に政七、行十ち九面  
 億は発三、同条特融億額し六、千金  
 九、行十第条第別資円面た条特万額  
 千額し七百第一会資、金割第別円で  
 万面た条三四項計金財額引一會二  
 円金政第十項、に法政で短項計兆  
 額府一六、第関第法第七条第  
 で短項条第九す九兆国規関一千  
 三期の第九十る条七八債定す七  
 千証規一十四法第  
 九券定項五条律一  
 百にに及条第第項  
 九つ基び第二八並、九てき第

## 五

イ  
方募

込募各当も各  
 み限国ての申  
 の度債るか込  
 応額市。らみ  
 募の場その  
 額範特のう  
 を囲別応ち  
 割内参募応  
 りに加額募  
 当お者を価  
 ていご順格  
 るてと次の  
 。各の割高  
 申応りい  
 価一を場で  
 格国定特あ  
 競債め別つ  
 争市る参て  
 入場も加、  
 札特の者財  
 発別にご務  
 行参よと大  
 一加るに臣  
 と者発応が  
 い・行募各  
 う第へ限国  
 。I以度債  
 非下額市

行争非者特国入価發	振替額	最低行争非者特国入価込	払込行争非者特国入価
入価・別債札格行行	単位	額面	金札格第參市發競
札格第參市發競價		金	發競I加場行爭額
發競I加場行爭格日	位	金	發競I加場行爭額
錢額錢額	平す額の振五あを千	円二五二	面た条特
五面以面	成るの記替万つ五万	千兆	金割第一別
厘金上金	二。整載法円た万円	二万二	額引一會
額の額	十数又のと場円へ	百円千	で短項計
百そ百	倍は規す合とただし	九八	二期のに
円れ円	年の記定る、とす	億百	千國規関
にぞに	金録に。そする	五五	二債定す
つれつ	額はよの省令最	百八十九	百に基法
きのき	に、る施令最低	十億	三つづ律
百応百	よ最振行の額	二五	円てき第
円募円	る低替の改面	万五千	は發四
二価二	も額口日改面	五七	、行十
十格十	の面座か正金	千七百	額し六
七五	と金簿らが額	千五百	

十 十 十 十 十

払	者	入	場	元	償	償
込		札	所	金	還	還
期		參		支	金	期
日		加		払	額	限

平成二十九年十一月二十日  
當だし、償還期が銀行休業日に  
償還とときは、その翌営業日に  
額面金額を支払う。  
日本銀行  
円につき百円  
額面金額百円につき百円  
財務大臣から通知を受けた者  
平成二十八年十一月二十一日